

沼津市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した、令和元年度公の施設の指定管理者
監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定に
より、別紙のとおり公表する。

令和2年2月26日

沼津市監査委員 大川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 高 橋 達 也

沼都緑第 189 号
令和 2 年 2 月 6 日

沼津市監査委員 大 川 正 博 様
同 宇佐美 文 男 様
同 高 橋 達 也 様

沼津市長 頼 重 秀 一

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 2 年 1 月 7 日沼監第 55 号の公の施設の指定管理者監査の結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

指摘事項	講じた措置の内容
(1) 適正な収支管理及び計上について	<p>計上等の漏れや誤りが無いよう、原因の追究及び再発防止策を講じるよう指示した。これに伴い、指定管理者である(株)日産クリエイティブサービスより、下記対策及びその実施について完了の報告を受けた。</p> <p>① 人為的ミスの防止として、手順書の修正、職員の再教育及び日常確認のダブルチェックの実施。</p> <p>② 集計プログラムの修正の実施。</p> <p>③ 収支報告作成プロセスの見直しとして、手順書の修正及び報告書の確認体制の強化。</p> <p>確認された過少な還元金 5,459 円について納入を指示し、令和 2 年 1 月 17 日に納入済みである。</p>